

訴 状

平成20年1月9日

名古屋地方裁判所 御中

原告ら代理人	弁護士	在	間	正	史
同	弁護士	原	田	彰	好
同	弁護士	竹	内	裕	詞
同	弁護士	樽	井	直	樹
同	弁護士	白	川	秀	之
同	弁護士	濱	嶋	将	周
同	弁護士	魚	住	昭	三
同	弁護士	石	和	康	宏
同	弁護士	吉	江	仁	子
同	弁護士	若	山	哲	史
同	弁護士	笠	原	一	浩
同	弁護士	籠	橋	隆	明

設楽ダム公金支出差止請求事件

訴訟物の価額 金160万円 (貼用印紙額 金13,000円)

当事者の表示

原告の表示	別紙当事者目録記載の通り（市野和夫ほか7名）
原告代理人の表示	別紙当事者目録記載の通り
被告の表示	別紙当事者目録記載の通り

請求の趣旨

- 1 被告は、設楽ダムに係る愛知県の河川法第60条第1項の規定によって愛知県が負担する建設費用負担金のうち、特定多目的ダム法第10条のかんがい利用者負担金額の支出をしてはならない。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決を求める。

請求の原因

第1 設楽ダム建設計画の経過と概要

1 はじめに

設楽ダムは、豊川水系豊川の河口から約70km上流の愛知県北設楽郡設楽町清崎（左岸）と同町松戸（右岸）に位置している。設楽ダムは、特定多目的ダム法（以下「特ダム法」）に基づいて建設されようとしているもので、国土交通大臣が河川法9条1項により自ら建設する水道用水の新規水資源開発を目的とする特定多目的ダム（特ダム法2条1項）であり、併せて、農業用水の新規水資源開発、洪水調節、流水正常機能の維持を

目的としている。水資源開発促進法4条1項に基づき豊川水系における水資源開発基本計画（以下「豊川水系フルプラン」という）の一環として、水道用水の水資源開発、付随して農業用水の新規水資源開発、併せて、豊川水系河川整備計画に基づく洪水調節及び流水の正常な機能の維持を目的としている。

2 設楽ダム建設事業の経過

設楽ダム建設事業の経過の概略は以下の通りである。

- | | |
|-------|---|
| 昭和46年 | 予備調査着手 |
| 昭和48年 | 愛知県が設楽ダムの調査申し入れ（総貯水容量・8000万m ³ ） |
| 昭和53年 | 国が設楽ダム実施計画調査着手 |
| 平成2年 | 豊川水系が水資源開発水系に指定 |

- 平成 2 年 豊川水系フルプラン決定（設楽ダム等）
- 平成 8 年 実施計画調査中間報告（総貯水容量・1 億m³）
- 平成 1 1 年 豊川水系フルプラン一部改訂
- 平成 1 1 年 豊川水系河川整備基本方針決定
- 平成 1 3 年 豊川水系河川整備計画決定
- 平成 1 5 年 実施計画調査から建設事業へ移行
- 平成 1 8 年 豊川水系フルプランの全部変更（総貯水容量・9 8 0 0 万m³）
- 平成 1 8 年 豊川水系河川整備計画の豊川水系フルプランの変更に伴う変更

3 設楽ダムの規模

設楽ダムは、国土交通大臣が特ダム法に基づいて建設するダムである。設楽ダムの諸元については、特ダム法 4 条に基づく設楽ダム建設に関する基本計画において決定されなければならないが、現在まで、基本計画の決定はなされていない。国土交通省中部地方整備局は、平成 8 年に設楽ダムの基本計画のうち、規模、型式、貯留量とその内訳について案を発表し（旧計画案）、平成 1 8 年 2 月に豊川水系フルプラン改定に際して、そのうちの貯留量とその内訳を変更した。これらの内容は以下の通りである（「旧」は旧計画案である）。

1) ダム

型式：重力式コンクリートダム

堤高：1 2 9 m

堤頂長：4 0 0 m

2) 貯水池

集水面積：約 6 2 . 2 km²

貯水面積：2 9 7 ha

サーチャージ水位：標高 4 4 4 . 0 m

貯水容量

総貯水容量：9 , 8 0 0 万m³ (旧) 1 0 , 0 0 0 万m³

洪水調節：1 , 9 0 0 万m³ (旧) 1 , 9 0 0 万m³

流水の正常な機能の維持等：6 , 0 0 0 万m³ (旧) 5 , 7 0 0 万m³

（流水の正常の機能の維持と豊川用水の利水安全度向上）

新規利水：1 , 3 0 0 万m³ (旧) 2 , 0 0 0 万m³

うち開発水量 水道用水 0 . 1 8 m³/ s

農業用水 0 . 3 4 m³/ s

堆砂：600万m³

(旧) 400万m³

第2 設楽ダムのかんがいに係る費用負担

1 特定多目的ダムの建設費用に係る費用負担の仕組み

- 1) 特定多目的ダムとは、特ダム法に基づく多目的ダムをいい、その費用負担は、まず、用途（目的ともいう、以下「目的」という）別に費用負担額を決定する。特定多目的ダムにおいて、費用負担する目的は、水道、工業用水道、発電、かんがい（農業用水）、河川管理（治水関係）である。

河川管理（治水関係）には、洪水等による災害発生の予防又は軽減を目的とする洪水調節と流水の正常な機能の維持又は増進（以下「増進」を略し、「流水正常機能維持」ともいう）がある。流水正常機能維持流量は既得の専ら自流取水をしている水利流量と河川維持流量を合わせたものとされ、ダム貯水容量としては利水容量に含まれているものであるが、費用負担においては、河川管理（治水関係）に含まれている。

かんがい（農業用水）は、目的としては独立であって、新規利水容量に含まれているが、費用負担においては、河川管理に含まれ、その費用の一部（特ダム法10条1項、同法施行令12条によって10分の1）を、多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水をかんがいの用に供する者（以下「かんがい利用者」という）が負担する。但し、この徴収は都道府県知事が条例に基づいて行い、徴収した負担金は当該都道府県に帰属する（特ダム法10条2、3項、11条）。

そして、特ダム法8条、同法施行令10条2項において、特定多目的ダムの河川法60条1項による都道府県の建設費用負担金額は、流水正常機能維持及び洪水調節目的について、河川法61条1項に定める都道府県の負担割合（設楽ダムの場合は10分の3）を乗じた額、および農業用水について、かんがい目的費用負担額から利用者負担額を差し引いた額の10分の3のほかに、県が収納するかんがい利用者負担額を合算した額である。

- 2) 建設費用の目的毎の費用負担額（用途毎の費用割振り、コストアロケーションといわれている）は、分離費用身替わり妥当支出法（特ダム法7条、同法施行令第1条の2～第6条）によって決定される。

設楽ダムの建設費用の各目的別の費用負担については、負担割合も負担額も、案としても、これまで全く明らかにされていない。

しかし、各目的別の費用負担がないのではなく、分離費用身替わり妥当支出法によって算出される費用負担があるのであり、その費用負担額が公表されていな

いだけである。

- 3) したがって、農業用水の新規水資源開発を目的に含む特定多目的ダムである設楽ダムには、かんがい目的費用負担金額の10分の1に相当する額のかんがい利用者自身が負担しなければならない費用負担金がある。

このかんがい利用者の費用負担金は、愛知県（以下「県」という）が県条例に基づいて徴収し、収納された費用負担金は県に帰属する（特ダム法10条2、3項、11条）。県は、収納するかんがい利用者の費用負担金を、特ダム法8条に規定する県の建設費用負担金の一部として（特ダム法施行令10条）、国に対して費用負担して支払わなければならない。

以上の通り、設楽ダムの農業用水の利用者の費用負担は、その本来の負担義務は利益の帰属者であるかんがい利用者が負っているので、県は条例に基づいてその費用負担金を利用者から徴収するが、国に対しては、県が負担すべき費用負担金に含められているという、二重の徴収・納付構造になっているのである。

2) かんがい利用者の費用負担金の無負担

- 1) 上記のように、かんがい利用者の費用負担金は、県が条例に基づいて徴収し、県が特ダム法8条に規定する県の建設費用負担金の一部として、国に対して費用負担して支払わなければならないという二重の徴収・納付構造になっている。

したがって、県が特ダム法10条3項に基づくかんがい利用者の費用負担金の徴収に係る条例を制定していなければ、かんがい利用者は、かんがい利用者の費用負担金を特ダム法10条1項に基づいて負担しなければならないのに、これを徴収されることはなく、他方、県は、特ダム法8条に基づいて、国にかんがい利用者の費用負担金額を負担して支払わなければならない。県は国に対しては特ダム法8条に基づいてかんがい利用者の費用負担金額の負担・納付義務を負う一方、本来の負担義務者であるかんがい利用者に対してその負担金を徴収できず、これらの者は費用負担を免れることになるのである。

- 2) 県には特ダム法10条3項に基づくかんがい利用者負担金の徴収に係る条例は存在しない。

愛知県内を供給地域とする農業用水を新規利水容量に含む特定多目的ダムとして矢作川水系に矢作ダムが既に建設、供用されている。矢作ダムのかんがい利用者から特ダム法10条1項の費用負担金を徴収するために上記条例が必要であるにもかかわらず、県はこれを制定しておらず、県は矢作ダムのかんがい利用者から費用負担金の徴収をすることなく、国に対して矢作ダムのかんがい利用者の費

用負担金額を支払ってきている。

設楽ダムに関しては、設楽ダムの農業用水の供給先である豊川用水の利用者は、農業用水関係者から「設楽ダムの利用者負担金はない」という趣旨の説明を繰り返し受けている。

県に特ダム法10条3項に基づくかんがい利用者負担金徴収条例が存在しないのは、過失ではなく、かんがい利用者の徴収・納付の二重構造を利用した意図的なものと見るべきである。

第3 設楽ダムについての費用負担等の財務会計上の違法性と本訴提起

1 上記の特ダム法10条3項に基づくかんがい利用者負担金徴収条例が存在しない下でなされる、県の国に対する設楽ダムに係る建設費用負担金のなかのかんがい利用者の費用負担金額の負担とその支払は、特ダム法が予定しない違法なものである。そして、それが意図的なものであれば、その違法性は一層明らかである。

2 本訴提起

- 1) 被告は、特ダム法8条により、特定多目的ダムに係る建設費用負担金のなかの設楽ダムのかんがい利用者の費用負担金額について、支出に関する権限（支出命令発令）を有している。
- 2) 原告らは、上記の違法を理由として、平成19年11月26日に請求の趣旨を内容とする住民監査請求を地方自治法242条1項に基づいて愛知県監査委員に対してなしたが、平19年12月27日に却下通知を受けたので、請求の趣旨の通りの判決を求めるため本訴を提起する。

立 証 方 法

甲1の1 住民監査請求書

甲1の2 住民監査結果通知

その他、口頭弁論で必要に応じて提出する。

付 属 書 類

1 甲各号証 各1通

2 訴訟委任状 8通